戦後農村の生活改善普及事業にみる子育て支援

-季節保育所の開設について-

Survey of Child-rearing in Local Society in Agricultural Extension Services in Postwar Japan

— Focusing on Seasonal Child Care Centers —

知野愛*

Ai Chino

This survey is the continuing study on the Agricultural Life Improvement Program in Postwar Japan which I started in 2010.

The results of the research reviewing of slides are presented in two main parts:

- 1. The Program in Fukushima prefecture were working on establishment of the seasonal opening nursery child care centers to improve the task of the female farmworkers in early postwar.
- 2. The purpose for establishment of the seasonal opening nursery child care centers was not only the child-rearing which disturbed the task with the female farmworkers during the busy season on the farms but also the new enlightening experiment based on the doctrine which all children are prepared good play yards and cultural properties and saved from danger surroundings.

1. はじめに

現在日本では、女性が活躍しやすい社会の実現のため、「仕事と子育ての両立」に資する「子ども・子育て支援」の充実が、政府の方針の一つとして掲げられている。平成27 (2015) 年4月からは、新しく「子ども・子育て支援新制度」が始まった¹⁾。

この制度の取り組みの柱は4点である。

- ①幼稚園と保育所の良いところを1つにし「認定こども園」の普及を図る。
- ②保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にする。
- ③幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進める。
- ④子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援する。

本稿に特に関連があるのは、②の保育の場を増やすという点と、④の地域の子育てへの支援 という2点である。

戦後農村の生活改善普及事業においては、改善を進める拠点として生活改善グループを育成

[※] 家政科福祉情報専攻

し、農家の人々が抱える問題を自分達で話し合うように指導していくという方法がとられ、 「問題解決型学習」を奨励したといえる。具体的には、カマド改善、粉食の普及、流し台の設置と台所の改善など様々な重点課題を決めて取り組んだが、その一つに昭和20年代後半からの「季節保育所の開設」があった。

本稿では、戦後農村の季節保育所開設の概要をまとめ、現在の「地域での子育て充実」「保育所の増設」「仕事と子育ての両立」に関しての根源的な問題を考える上での示唆を得ることを目的とする。特に、生活改善普及事業上で使用されたスライド資料を中心に、その内の季節保育所に関する部分をとり上げ、筆者の住む福島県の状況に着目し述べたいと思う。

2. 戦後の農村生活改善事業とは

戦後の農村生活改善事業は、1948 (昭和23) 年の「農業改良助長法」²⁾により、農業・生活改善普及事業が国と府県の協同事業として実施されたものであり、「農業改良」「生活改善」「若者に対する青少年育成」の3事業が組み込まれた。その中で、筆者は「生活改善」事業に着目し、福島県における生活改良普及員(後に普及指導員)の歩み、生活改善普及事業における家電製品の普及や、結婚式簡素化、農林省初代生活改善課長山本松代の考え方に関する拙稿をまとめたが³⁾、本稿では、この研究の一部として「季節保育所」の開設(共同保育)に注目する。

3. 研究の方法

全国的な生活改善普及事業の文献調査の上で、福島県の資料調査を行い、農業改善普及事業 で用いたと思われる幻灯会スライド資料及び台本を調査した結果をまとめる。

4. 先行研究の検討

本稿では、「農繁期保育所」「共同保育」「農村季節託児所」を、「季節保育所」に含むものとする。

農村季節託児所に焦点をあてたものとしては、渡邊洋子 (1998)「女性の労働と子育ての社会的基盤に関する史的研究 1 一農村季節託児所の発達経緯と新潟県における地域的取り組みの動向—」4)、戦前・戦中・戦後における農繁期託児所について触れているものとして西垣美穂子 (2007)「農村部における保育所実態の一考察—A市におけるヒヤリング調査から—」5)、農協の乳幼児支援に焦点をあてたものとして、福田いずみ (2016)「農協における乳幼児支援の現状と課題」6)等がある。

家政学分野では、田部浩子 (1998)「農村生活の変化一生活改良普及員の果たした役割一」 (家政学会編『日本人の生活』) 7)、天野寛子 (2001)『戦後日本の女性農業者の地位一男女平等の生活文化の創造へ』8)、天野寛子 (2002)『生活改善普及事業を通してみる高度経済成長期の農村社会における人間関係の変化と女性の地位一三重県における普及員観察資料 (1964年) の分析一』9)、天野寛子・粕谷美砂子 (2008)『男女共同参画時代の女性農業者と家族』10) があり、その他には、市田 (岩田) 知子 (1995)「生活改善普及事業の理念と展開」(農業総合研究第49巻第2号、1995年)11)、太田美帆 (2004)「生活改良普及員に学ぶファシリテーターのあり方一戦後日本の経験からの教訓ー」国際協力総合研修所調査グループ発行12)、田中宣一編著(2011)「戦後生活改善運動と新生活運動」13)、菊池義輝(2010)「1950-60年代における農業改良普及事業と農家家族一埼玉県を例に一(1)」14) がある。また、社会教育の視点から論じたものとして、千葉悦子「生涯学習政策下の農村女性の自己教育活動」(行政社会論集第7巻第2・3号)15) 他がある。

田部 (1998) は、農林水産省農林水産研修所生活技術研修館所属の立場から、農家農村生活の変化の概要と生活改善普及活動の展開と成果について述べている。天野 (2001) は、1948年からの生活改善普及事業の中で女性農業者の地位がどのように扱われてきたかを述べ、天野 (2002) では、三重県における普及員観察資料の分析を通して農村の人間関係の変化と女性の地位に焦点を絞っている。天野・粕谷 (2008) の中では「女性農業者の地位向上支援の現状」として「農林水産省組織改革のたびに縮小・改編、廃止される女性農業者の地位向上支援部署」、生活改良普及員という名称の変化、仕事内容の変化について詳細に記述している。

また、市田(岩田) (1995) は、生活改良普及員(生改)の歴史を全体的に詳述しており、生改の生活改善技術のよりどころが家政学であり、生活改善普及事業発足当初は多くの家政学者からの協力を得ていること、生活改善課が農家の生活改善のために形成した理念と実現の状況を明らかにし、成立期の生活改善課が「地についていなかった」等の批判を受けたが、「かまどの改善」を始めとする生活改善技術は当時農家の実情に合わせたものであったこと、アメリカの生活改善がモデルとされ実践性と民主性を学ぼうとしたが、そのまま日本の農家に移転しようとしたわけではなかったことを明らかにしている。太田(2004)は詳細に「ファシリテーターとしての生活改良普及員の役割」について論じているが、対象とする期間が1948年から1960年頃であり、現在の開発援助への「生活改善普及型農村開発アプローチ」の応用可能性について吟味したものである。

田中編 (2011) は、戦後生活改善運動と共に昭和30年以降の新生活運動を取り上げ、生活改善活動が明治14年の篤農家を集めた農談会を始めとしていること、それを契機に各地に農談会が開催され生産性向上のために民間伝承の農業技術を聴取すると共に、生活改善についても議論され始めたことを述べている。菊池 (2010) では、農業指導・生活改善・青少年育成の3事

業に対して農家家族がどのように対応したのかを関連付けて示し、普及事業の全体像を描くことを課題としており、千葉 (1995) では、社会教育の視点から農村女性の側から見た生活改善事業を論じている。なお、後述する『福島県女性史』 (1998) の「農村女性の暮らしと労働」も同氏によるものである。

また、スライドを資料として使用した先行研究としては、北村澄江 (2011) 「七生村 (東京都日野市) における戦後の生活改善の取組み―守屋こうさんと平山青年団AHSクラブ―」¹⁶⁾、国際協力機構青年海外協力隊事務局編 (2010) 『クロスロード増刊号―途上国ニッポンの知恵―戦後日本の生活改善運動に学ぶ』には多くのスライド資料が掲載されている¹⁷⁾。

北村 (2011) は、昭和26年に連合国最高司令官リッジウェイ大将が視察するほど先駆的な取り組みであった七生村 (東京都日野市) の農村生活改善の様子を取り上げ、特に台所改善・改良かまどに焦点を当て、資料として「生活改善のための幻燈スライド」 (製作:教育スライド研究所、発行:学芸社)を使用している。『クロスロード増刊号』は、「今日の途上国での村落開発、栄養改善、環境教育、コミュニティー開発などに従事する人々」にとって、戦後日本の生活改善普及事業における「小さな工夫の積み重ね」が参考になり現在の途上国の「改善」「発展」に生かすべきという視点から、戦後の生活改善普及事業の特集を組んで豊富な写真やスライドを掲載し全国的な事業内容を分かりやすくまとめている。

以上の先行研究の蓄積があり、本稿はそれらに負うところが多いが、管見のかぎり農村の育 児支援・保育所の創設に焦点を当てたものはまだ少なく、研究の余地が残されている。そこで、 本稿では農村の季節育所の開設と子育て支援について考察したいと考える。

5. 生活改良普及事業における「季節保育所」開設の推進

(1)農家女性と育児の負担

丸岡秀子「農村婦人と農家」(1980)18)には次のような記述がある。

『農村婦人生活実態調査』(京都府労働経済研究所)では、「女の仕事を楽にするには」という問いに対して、「機械を入れる」の答えが一番高く、「共同炊事、共同保育所」が二番目になっており、「洗たく機購入その他で家事の合理化」が三番目だが、「主婦農家の家庭生活の課題は、育児問題に集約されている」といえる。

続いて、「農家では、子どもを持つ9割以上の母親が、家事・育児をきりつめて家庭外の労働に従事しているにもかかわらず、保育所は、都市にくらべて少なく、農薬事故、溺死、交通事故など、子どもの事故はあとをたたず、むしろ激増しています」とも書いている。そして、「自宅のそばに事故の危険のある場所があるか」という問いに対して、「ある」というのは、六大都市で68%、地方の農村都市でも49%にのぼり、事故の心配のない牧歌調の農村は、すでに

過去のもので、母親の90%が子どもの保育に頭を痛めている現実は、都会の母親と同じあると 述べ、さらに農村の母親は、家庭外で長時間の過重労働をしていることを指摘している。

(2) 生活改善普及事業における「季節保育所」

①季節保育所とは

鈴木政次郎「保育所の発展と試練 一保育所増設の推移」(1980)¹⁹⁾では、「昭和二十年代後半から三十年代にわたって、全国的に要保育児童が増加して、保育所づくりが急速に進められた」こと、保育所づくりの一環として、地方の実情にあった形で、それ以前からあった「季節保育所の活用・拡充や新しくへき地保育所制度の創設|等が考えられたとある。

また、同書では「農繁期等の繁忙期に季節的に開設される保育施設は、既に明治の中頃からあり、明治二十三年、鳥取県に開設されたものが、その始まりである(筧雄平による「下味野子ども預かり所」)」と述べ、大正年代には、三重、石川、滋賀、愛媛等の各県で開設されており、昭和に入り、戦争に従事する男子労働者に代わる女子の労働を援助するため、政府からの積極的な助成により昭和20年まで年々増加、昭和19年には約5万カ所が開設されていたという。

さらに同書には、「戦後、助成が打ち切られましたが、児童福祉法にもとづく常設保育所が増加するに伴い、それを補完する施策として活用すべきであると考えられるようになり」、昭和28年度からその補助金が厚生省児童局の予算に計上され普及・向上が図られるが、同30年補助金整理のため削除され、その後、関係者の強い要望で、昭和32年から再び補助金が計上されるようになり、助成内容は「市町村の設置する1カ所約30人の施設で20日間を原則とする開設期間における保育専任者の手当額を助成する」というものだったと書かれている。

②季節保育所の設置状況

季節保育所の設置状況は表1の通りであり、福島県では昭和32年に170カ所、昭和33年に235カ所と1年間で65カ所も増加している。福島県の昭和33年の設置数は、山形県(478カ所)よりはかなり少ないが、宮城県(166カ所)等と比べると多かったことがわかる。

③季節保育所の始まりと補助金

季節保育所の発祥地は、明治23年 (1890) 鳥取県気高郡美穂村味野であるとされているが、大正期になり、それまで自然発生的に散在していた季節保育所が急増し、昭和期には国策として増設される。大正から昭和にかけて、農山漁村の疲弊が深刻化し、金融恐慌・凶作・大震災などにより小作争議が頻発するようになった。そのための緩和策として地主と結びついた寺院の経営による季節保育所が数を増し、山中六彦著『保育事業と農繁託児所』 (1930) によれば、2519カ所のうち1014カ所は寺院が開設したものだった²⁰⁰。

都道府県	昭和32年	昭和33年
北海道	531	623
青森県	148	150
岩手県	240	586
宮城県	151	166
秋田県	100	100
山形県	361	478
福島県	170	235
東京都	80	78
全 国	8,298	9,775

表 1 季節保育所の都道府県別設置状況 (東北6県と東京・全国合計)

岡田正章他編『戦後保育史』第一巻、フレーベル館 1980年 p.323

実は農繁期託児所はさらに古くからあった。

「大正の末期から昭和の初期にかけて、県下で急に増えた託児施設として、農繁期託児所(季節託児所)がある。農繁期託児所はもともと、農村の多忙な時期に、一時的に手不足になる家庭を助け、乳幼児を預かって保育する施設であった。それによって農村の生活向上を図ろうとしたもので、全国的には明治時代から大正にかけて、各地に設けられていた。大正15 (1926)年、神奈川県社会課は(中略)寺院の協力を得て、県下に5カ所の農繁期託児所を開設した。いずれも5,6月と10,11月の農繁期に100日程度開所するもので、延べ収容人数5,000~7,000人」であり、「昭和4年には、朝日新聞社社会事業団がこうした農繁期託児所に奨励金と慈善愛旗を贈って奨励」するということもあった²¹⁾。

神奈川県では、「農繁期託児所設置奨励規程」を昭和11 (1936) 年に定め、収容児童15名以上で、10日以上開設している所に知事から奨励金を出すことにしたが、これは「農繁期託児所に対する必要性が高まっていたことを示すもので、事実、開設される数が年々増えていくのである。これは昭和12 (1937) 年以後の戦時体制の中で成年男子は戦争へ、工場へと動員され、農村部の人手が急速に不足していったためでもある。昭和14 (1939) 年には女学校の生徒が農繁期託児所の保姆やその手伝いとして、さらには農作業そのものの手伝いとして参加している」という記述がある²²⁾。

西垣 (2006) によれば、農村部における保育所の典型的な発展過程は、①戦前農繁期託児所→②戦後季節保育所→③へき地保育所→④認可保育所という流れの中で、「厚生省は児童福祉法には該当しないが、特別の保育対策に季節保育所とへき地保育所を認め、運営費の3分の1を補助することになった | という。「1957年 (昭和32) に厚生次官通知『季節保育所設置要綱』

(中略)を作成し補助の対象としている。しかし最低基準以下で運営、設備等は規定されており、以前として無認可のままである。保育所そのものが地域的にいちじるしく偏在していることもあり、国民の保育要求に十分応えることができず、農村部においてはそれが顕著であった」(カッコ内引用者)ということである。

また「厚生省人口局の季節保育所設置補助要綱の決定並に之に関する地方長官宛通牒」では、「農繁期に於ける季節保育所の昭和十八年度に於ける一層の普及を目的として厚生省人口局に於いては季節保育所設置補助要綱を決定し、昭和十八年四月一日」に助成に関する通牒を発しおり、「農繁期等における季節保育所は近時著しく普及しつつあるも、特に其の必要を認めらる、満三歳未満の乳幼児を保育するもの僅少なる」という記述がみられる²³。

(3)季節保育所(共同保育所)が重点活動項目になった時期

①全国的に見た場合

戦後日本の普及活動 (生活関係) 重点課題の変遷は、『写真でたどる農業と普及事業の50年』 (1998) ²⁴⁾によれば、次のようになる。

第1期(昭和23~35年)食糧増産期。台所(カマド)改善、食生活改善、作業衣の改善、4H クラブの育成、近代的農業経営の育成対策、生活改善グループ、農事研究会の育成を重点項目 に掲げた。

第2期(昭和36~45年) 選択的拡大期。家事作業の省力化、共同化による過重労働軽減対策、 農繁期の共同炊事・共同保育、農村生活、特に食生活、健康管理対策。

第3期 (昭和46 \sim 60年) 構造政策推進期。農村婦人・高齢者の役割向上、活力ある農村社会の形成。

第4期(昭和61~現在まで)国際化対応期。新規就農者を含む青年農業者の育成、魅力ある 生活を目指した農家経営の確立、農業・農村の生活環境の快適化が重点項目であった。

従って、「農繁期の共同炊事・共同保育」は、第2期(昭和36~45年)に「家事作業の省力 化、共同化による過重労働軽減対策」と共に重点項目とし掲げられていたと考えられる。

②福島県の場合

福島県編・発行『普及事業40年の歩み』²⁵⁾から福島県生活改善普及事業の重点活動項目をまとめると表2の通りである。

同書によれば、この昭和28年から43年の改善内容は、農繁期の生活に関連しての保存食の作り方、季節保育所の開設、改良作業衣の作成と着用、農休日の設定、ふとん干しの励行などであり、家事労働の軽減についてはカマドの改善や台所の改善、給水設備の改善などがあった。

福島県では、「季節保育所」を重点課題とした時期は昭和28年~37年であり、その目的は、

衣 食 住 家庭管理 S23 24 25 26 27 ループ育成 生活改善グ カマド改善S26-30 (パン食の普及) 28 流し台の設置と台所の改善 風呂場と洗い場の改善 29 山羊乳の飲用 30 31 季節保育所の開設S28-37 改良味噌の普及・マヨネーズの普及 即製改良カマドの導入 S32-35 保存食の普及 32 ホ ームポンプの普及 (台所改善) 等の簡易加工 第肉、乳製品 33 びん詰加工の普及(とり肉の五目漬・果実のシロップ漬・ジャム) 34 (敷き蒲団の改良)ワラ・マットの普及 改良便槽の普及 35 家族の民主化 (家族会議の推進) 電気製品導入による家事労働の軽減 36 家計簿の記帳(自給野菜の計画的作付) 37 性たんぱく質の摂取)大豆粉の利用奨励(植物 無水鍋の普及(万能鍋による調理技術の向上) 太陽熱利用温水器の設置普及 メタンガスの利用 密閉式太陽熱温水器の導入・プロパンガスの導入 住宅の改善 38 密閉式太陽熱温水器の導入 39 40 41 蒸発散式汚水処理法の普及 家庭着と作業衣の分離 更衣室の設置 植物肉の普及 42

表2 福島県における生活改善普及事業の重点活動項目(昭和23年~42年)

福島県編『普及事業40年の歩み』福島県発行、1988年より作成

「農繁期の主婦労働の軽減と子どもの安全保育のため」であり、時期は、「春の田植え時と秋の収穫時の2回」、「季節保育所の開設を指導した」という。

『福島県農業史』によれば、昭和23~25年は、生活改良普及員の数が非常に少なく、「一郡または数地区を担当するという状態」であったが、「婦人会員やその役員等を対象に、あるいは一集落を対象として、座談会、講習会を開催し、啓蒙に努め」た。昭和26~32年には、「集落の中で生活改善を実行しようとする地縁的集団、また、既成集団の中に生活改善実行グループを育成するための活動が強力に展開され」た。生活改善グループの活動内容は、「農繁期の生活に関連しての保存食の作り方、季節保育所の開設、改良作業衣の作成と着用、農休日の設定、ふとん干しの励行」などであったという(下線引用者)260。

①で述べた通り、全国では、「農繁期の共同炊事・共同保育」を重点活動項目としたのは、昭和36~45年の時期であるのに対し(昭和23~35年食糧増産期には「季節保育所の開設」は入っていない)、福島県では、昭和28年~37年の時期に「季節保育所の開設」を重点活動項目に設定した。

従って、「季節保育所開設」を重点活動項目に置いたのは、全国では昭和36年から、福島県では昭和28年からということになり、福島県は比較的早い時期から季節保育所開設を重要視し 生活改良普及員の重点活動項目としていたということが出来るのではないか。

(4) スライド資料「私たちの保育所」からわかること

①スライド作品について

筆者は、これまでの戦後農村の生活改善普及事業に注目し調査を進めるなかで、普及活動に使用されたスライドと台本に注目してきた。その中の一つが「私たちの保育所」である。その特徴の一つは、日本国憲法や児童憲章に触れている点であり、「子どもを悪い環境から守る」ということを保育所作りの原点としている点である。

スライド作品は、写真やイラストで構成した静止画コマスライドに、付属の音声解説カセットテープを流して連動上映するものであり、主に行政や農協の指導関係者が、指導啓発用として購入し、利用した映像資料のことである²⁷⁾。

②スライドの企画・製作・製作年・撮影場所

「私たちの保育所」というスライドは、企画は農林省農業改良局、製作は社団法人農山漁村 文化協会、製作年は1953 (昭和28) 年である。スライド撮影場所は静岡県田方郡西浦村、出演 協力は、西浦村久連婦人会有志であり、実話に基づいている。







スライド「私たちの保育所」製作:社団法人農山漁村文化協会、昭和28年 企画:農林省農業改良局 左からスライド表紙、9枚目、10枚目

スライド撮影場所は静岡県であることから、「幻燈スライド説明台本」には、次のような記述が見られる。

「ミカン、コメ、ムギを作ります。村では昔から田植えは女の仕事ときまっているのです」 と、生産物紹介の最初にミカンが記載されている点が特徴的である。また、資金作りのために、 ミカン箱を売ったというスライドも含まれている。

スライド「私たちの保育所」の製作年である昭和28年度に、農山漁村文化協会(農文協)が製作したスライドとしては、「みどりの平和」「台所せいとんの工夫」「作業衣の改良」「安産のために」「共同炊事の村」「農繁期の栄養」がある。

③日本国憲法

スライド台本には次のように書かれており、スライドにも文字が明示されている点が特徴的 である。

「日本のいまの憲法には、こうきめられています。"すべての国民は、健康で文化的な、最低限度の生活を営む権利を有する。"だのに、私たち母親の目には、無心に遊ぶ子供たちが、どうしても、しあわせそうには見えません」。

その背景として、家事が忙しく「子どもをかまってやるヒマがない」、上の子に子守をさせていて「どなってしまう」、裏山の青い梅の実を食べた子どもが高熱を出してエキリになってしまった例などが述べられている。

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布され「健康で文化的な最低生活」を具体的に保障する 責務が国にあるということが明確になった。それから7年後(昭和28年)の製作であるから、 これからの新しい考え方として、農村の人々への啓蒙という意味合いが非常に色濃く出ている といえよう。

④児童憲章

スライド台本には次のような記述もある。

「"すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られる。" これは児童 憲章にある言葉です。私たちは、はじめて聞くこの言葉の意味を、いく度かみんなで話し合い ました」。







製作:社団法人農山漁村文化協会、昭和28年 企画:農林省農業改良局 左からスライド12枚目、20枚目、26枚目

ここに登場する「児童憲章」とは詳しくは「児童憲章第九条」のことで、昭和26 (1951) 年5月5日制定のものであり、児童の健全な発達を願う大人たちの誓いとして制定されたものであった。

⑤「どの子も健やかに生きる権利を持っている」ことが原点

児童憲章より前に制定されていた児童福祉法 (昭和22年12月12日施行) では、第1条に「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」とあり、第2条に「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定しているが、これらの児童福祉に対する国民の意識を啓発するために、この児童憲章は制定されたものであった。

農繁期に臨時の季節保育所を設立することは、母親の仕事の妨げになるから預かってもらうという発想ではなく、児童の権利として、「どの子も健やかに生きる権利を持っている」ということが原点にあるべきであるという点を明記している点が重要である。この点は現代にも通じる重要な点である。

⑥生活改良普及員に相談

「"なんとか、この子どもたちを預かってくれるところがねえもんだろうか。せめて忙しい時だけでも助かるがなあ。そしたら私らも、安心して働けるというもんだよ"誰の口からともなくこんな話が出た。(中略) タメ息ばかりついていないで、みんなで生活改良普及員に相談してみよう」ということになった。そして、「昭和25年の春、普及員さんの呼びかけとはいえ、こうも話がトントン進むとは思いもかけないことでした。(中略) 普及員さんのお世話で、保姆さんのめあてだけは何とかつきました」という。

女性たちが生活改良普及員に相談し、問題解決の希望を見い出した。

⑦設立資金の工面

また、設立の資金は「農協のお世話」で「ミカン箱のレッテルを貼る仕事」をやって工面し、「私たちははじめて生まれる子供のことのように保育所のことを思い描いてはたのしく、にぎやかに仕事を続けました。毎日十人ぐらい交替して、十日ほども働いたでしょうか」。また、砂場作りのためにみんなで浜辺の砂を運んだり、男性も青年団の人などが協力して共有林を切る作業をしてブランコなどを作ったり、古い校舎の2部屋をきれいに掃除し、みんなで話し合って、雑巾や紙くずかご、洗面器などは自宅から持ち寄った。また、生活改良普及員の紹介で、町から2人の保母さんが決まり、子どもは70名集まった。やがて予定の20日間が過ぎた。「農繁期の忙しい最中に、子供を預かってもらって、私たちはどんなに助かったかわかりません。子供たちがよろこんだこともいうまでもありません。私たちはささやかな御馳走をもちよって、保母さんたちにお礼の会を開きました」。その後、継続して保育所を存続させるようみんなで村長の所へ行き、役場や農協・地域などから「四万五千円の寄付」をもらい、新しく手洗場の設備ができ、保育所は継続させるようになった。

ただし、台本の「あとがき」には「この幻燈の西浦村の保育所は条件も良くうまく運んだわけですが、どの村でもこんなにいくとは限りません。(中略)施設も西浦村のように古い校舎が利用できたのは、(略)恵まれた場合で、一般にはそう簡単ではないと思いますが、お宮の境内でも集会所でも、一寸工夫すれば、案外簡単にできるのではないでしょうか」と書かれている。

⑧住民の主体的な取り組み

以上のように、季節保育所の設立では、女性も男性も協力して、自分たちの問題として主体的に取り組んだと言えるだろう。生活改善普及事業では、生活改良普及員は決して上から押し付けず、各自の内発的変化が生まれるように、生活改善グループを育成し話し合わせ、自分たちの問題を自分たちで見つけその解決に向けて行動するようにうながすことを目指したが、この季節保育所設立もその一例であったと言えるだろう。

(5)スライド以外の資料から

①共同保育と保母さん・生活改良普及員

一方、佐藤寛「共同保育という福音」(『クロスロード増刊号-途上国日本の知恵-戦後日本の生活改善運動に学ぶー』2010年所収)²⁸⁾から、生活改善普及事業上の「共同保育」に注目すると以下のようになる。

「戦後日本農村の農繁期は、子どものことなど構っていられないほど忙しかった。田植え・稲刈りの時期には、朝暗いうちから日没後薄明かりが消えるまで一家総出で働き通し、普段なら子守をする老人や幼い兄や姉も野良仕事にかり出されるため、乳幼児の世話はおろそかになりがちである」という面があった。「誰かが子どもを見てくれれば畑仕事にも安心して取り組めるのに…。誰もが同じ思いであるなら、工夫してそれを実現しよう。こうして昭和20~30年代には全国各地で農繁期限定の共同保育グループが盛んに活動した。場所はお寺や学校(農村地域の小学校は農繁期は休校になった)を借り、保母さん役は生改さん(生活改良普及員)自身が保母資格をとったり、農作業のできない村の病弱な女性に頼んだり、村の女子4Hクラブ²⁹にボランティアを引き受けてもらったりして調達した」という。

そして活動の中心は「子育でに切実なニーズをもっている若妻」であり、共同保育の実行計画をアドバイスしたり、村役場に掛け合って補助金を出してもらったりする役割を果たしたのは、生活改良普及員であった。

②福島県の農協婦人部の場合

『福島県女性史』によれば、福島市須南農協婦人部では、1958 (昭和33) 年から季節保育所の開設を実施し、「保母さんはもと小学校や幼稚園の先生、助手は婦人部役員など」が務めたという。また、季節保育所利用者は、「農家の育児についやす時間が短縮され、安心して農作業に精いっぱい働ける」ことを体験発表したということである³⁰⁾。

6. まとめ

季節保育所は、明治23年から設置されていたが、戦後農村の生活改善普及事業の中でも、農繁期の主婦労働の軽減と子どもの安全保育のために設置を推進した重点活動事項の一つであった。普及事業の中では、福島県は全国の動きよりも比較的早い時期から「季節保育所の開設」を重点項目として掲げ、生活改良普及員が推進した。また、スライド「私たちの保育所」では、農繁期に臨時の季節保育所を設立する背景として、母親の仕事の妨げになるから子どもを預かってもらうという理由もさることながら、児童憲章の「すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境から守られる」という理念に基づく啓発的な内容のものであり、男性も女性も住民自ら主体的に関わり、自分達の力で解決へと導く「問題解決学習」の一つといえるものであった。生活改良普及員はできるだけ上から押し付けるのではなく住民に寄り添って働こうとしていた。それは生活改善運動に一貫して流れる「考える農民を育てる」という考え方に基づくものであった。

7. 今後の課題

以上、戦後農業の生活改善運動事業史における季節保育所の開設に注目して、全国の動きと 福島県のそれを比較したが、実際に福島県でどのような活動が起き保育所が設立したのかを示 す資料を見つけるには至らなかった。今後はこの点についての調査継続の必要性を感じている。

現在、地域における子育で支援の充実のために、住民が主体的に地域の特色に合わせた支援体制作りに関わることが求められている。それには、スライド「私たちの保育所」に見られたように、住民が自分達の課題として主体的に関わることが出来るような仕組み作りが必要である。子育で支援全般に関して、「問題解決学習」を促すような仕組みを作り、ファシリテーターの養成に力を入れることが重要ではないかと思われる。そのための方策や手法、諸外国での取り組み等についても考察を継続する必要があると考えている。

¹⁾ 前田正子『みんなでつくる子ども・子育て支援新制度-子育てしやすい社会をめざして-』ミネルヴァ書房、2014年、pp.35 \sim 62 に詳しい。

²⁾ 農業改良助長法の目的は、「能率的な農法の発達、農業生産の増大及び農村生活の改善のために、農民が農業に関する諸問題につき有益、且つ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進すること」(第1条、昭和23年7月15日)となっており、そのために国は交付金を出し、府県は目的達成のために普及指導活動を行う農業・生活改良普及員を置き、普及所(指導センター)を運営してきた。京都農村生活研究会『「生活改良普及員」って知ってはりますか』同会、2009年、p. 4

³⁾ 知野愛「戦後農村の生活改善普及事業における普及指導員の歩み(1)」郡山女子大学紀要第46集、2010年、pp.83 ~ 94

同「戦後農村の生活改善普及事業における普及指導員の歩み (2)」 郡山女子大学紀要第47集、 2011年、 $pp.47 \sim 58$

同「戦後農村の生活改善普及事業における普及指導員の歩み (3)」 郡山女子大学紀要第48集、 2012年、 $pp.31 \sim 51$

同「戦後農村の生活改善普及事業における家電製品」郡山女子大学紀要第49集、2013年、pp.29 ~ 44

同「戦後農村の生活改善普及事業と結婚式簡素化の一側面-スライド資料に着目して-」郡山女子大学紀要第50集、2014年、pp.30~40

同「戦後農村生活改善普及事業における山本松代の考え-家庭生活に対する考え方を中心に-」 郡山女子大学紀要第51集、2015年、pp.29 ~ 44

⁴⁾ 渡邊洋子「女性の労働と子育ての社会的基盤に関する史的研究 1 —農村季節託児所の発達経緯と 新潟県における地域的取り組みの動向—」 暁星論叢 (43)、1998年、pp.19 ~ 44

⁵⁾ 西垣美穂子「農村部における保育所実態の一考察-A市におけるヒヤリング調査から-| 佛教大学

大学院紀要第35号、2007年、pp.237~253

- 6)福田いずみ「農協における乳幼児支援の現状と課題」一般社団法人JA共済総合研究所、共済総合研究第66号、2016年、pp.102~125
- 7) 田部浩子「農村生活の変化-生活改良普及員の果たした役割-」『日本人の生活-50年の軌跡と21世紀への展望-』日本家政学会編、建帛社、1998年、pp.105~109
- 8) 天野寛子『戦後日本の女性農業者の地位-男女平等の生活文化の創造へ』ドメス出版、2001年
- 9) 天野寛子「生活改善普及事業を通してみる高度経済成長期の農村社会における人間関係の変化と 女性の地位-三重県における普及員観察資料 (1964年) の分析-」昭和女子大学女性文化研究所紀 要第28号、2002年、pp.43 ~ 46
- 10) 天野寛子・粕谷美砂子『男女共同参画時代の女性農業者と家族』ドメス出版、2008年
- 11) 市田(岩田) 知子「生活改善普及事業の理念と展開」農業総合研究第49巻第2号、1995年
- 12) 太田美帆「生活改良普及員に学ぶファシリテーターのあり方ー戦後日本の経験からの教訓ー」、独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所、2004年
- 13) 田中宣一編著『暮らしの革命 戦後農村の生活改善事業と新生活運動』農山漁村文化協会、2011 年
- 14) 菊池義輝「1950-60年代における農業改良普及事業と農家家族-埼玉県を例に-(1)」横浜国際社会科学研究第15巻第1.2号、2010年
- 15) 千葉悦子「生涯学習政策下の農村女性の自己教育活動」行政社会論集第7巻第2・3号、1995年
- 16) 北村澄江「七生村 (東京都日野市) における戦後の生活改善の取組みー守屋こうさんと平山青年団 AHSクラブー」田中宣一編著『暮らしの革命ー戦後農村の生活改善事業と新生活運動』農山漁村 文化協会、2011年
- 17)「クロスロードー途上国ニッポンの知恵ー戦後日本の生活改善運動に学ぶ」2010年増刊号、国際 協力機構青年海外協力隊事務局編、2010年
- 18) 丸岡秀子 「農村婦人と農家」、丸岡秀子編 『日本婦人問題資料集成第七巻』 ドメス出版、1980年、p.648
- 19) 鈴木政次郎「保育所の発展と試練 -保育所増設の推移| フレーベル館、1980年
- 20) 根岸草笛「実践季節保育所」1941年、山雅房、『近代婦人問題名著選集第4巻』日本図書センター 1983年所収、解説田辺敦子「解説」p. 6
- 21) 「農繁期託児所」白峰学園保育センター編『神奈川県の保育史資料』1989年、p.55
- 22) 白峰学園保育センター編・発行『神奈川県の保育史資料』1989年、p.55
- 23) 国立社会保障·人口問題研究所「人口問題研究|第4巻第4号、1943年4月刊彙報、p.50
- 24) 『写真でたどる農業と普及事業の50年』 1998年
- 25) 福島県編『普及事業40年の歩み』福島県発行、1988年
- 26) 福島県農業史編纂委員会『福島県農業史 2 通史 II』 福島県、1986年、pp.791 ~ 792
- 27) 農山漁村文化協会編『農家に学び、地域とともに』農山漁村文化協会、2011年、p.162
- 28) 『途上国ニッポンの知恵-戦後日本の生活改善運動に学ぶー」クロスロード増刊号、国際協力機構 青年海外協力隊事務局編、2010年
- 29) Head, Heart, Health, Handの4つの頭文字をとったもの。青年団育成事業のこと。
- 30) 福島県女性史編纂委員会『福島県女性史』福島県、1998年、p.351